

事 務 連 絡
平成 28 年 3 月 14 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中
各地方厚生（支）局麻薬取締部（支所） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

麻薬小売業者間譲渡許可に係る手続の運用について

麻薬小売業者間譲渡許可制度の運用については、「麻薬小売業者間譲渡許可に係る手続の運用について」（平成 19 年 8 月 17 日付け厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課事務連絡）において示されているところです。

今般、地方分権改革に伴う麻薬小売業者間譲渡許可制度の改正が行われることとなり、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 27 年法律第 50 号。以下「分権一括法」という。）が平成 27 年 6 月 26 日に、「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令」（平成 28 年厚生労働省令第 16 号。以下「改正省令」という。）が平成 28 年 2 月 8 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることとされたところです。

これに伴い、「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」の一部改正について（平成 28 年 2 月 8 日付け薬生発 0208 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「改正局長通知」という。）及び「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」の一部改正について（平成 28 年 2 月 8 日付け薬生監麻発 0208 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知。以下「改正課長通知」という。）が平成 28 年 2 月 8 日に発出され、同年 4 月 1 日から運用されることとなりました。

については、今回の制度改正に伴う麻薬小売業者間譲渡許可制度の具体的な運用にあたりご留意いただきたい点について、別紙のとおり取りまとめましたので、適切な指導方御配慮願います。

なお、別紙において、分権一括法による改正後の麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）を「法」と、改正省令による改正後の麻薬及び向精神薬

取締法施行規則（昭和 28 年厚生省令第 14 号）を「規則」と、改正局長通知による改正後の「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」（平成 19 年 8 月 13 日付け薬食発第 0813001 号厚生労働省医薬食品局長通知）を「局長通知」と、改正課長通知による改正後の「麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令の制定について」（平成 19 年 8 月 13 日付け薬食監麻発 0813005 号厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知）を「課長通知」と、分権一括法による改正後の麻薬及び向精神薬取締法第 24 条第 12 項第 1 号の許可を「麻薬小売業者間譲渡許可」とそれぞれ略称します。

また、「麻薬小売業者間譲渡許可に係る手続の運用について」は廃止します。本事務連絡に基づく取扱いについては、平成 28 年 4 月 1 日から適用します。